九十六　陸上自衛隊今津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	滋賀県高島市	今津町今津平郷国有地
対象防衛関係施設の区域	滋賀県高島市	今津町今津及び今津町大供（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	滋賀県高島市	今津町今津（次の図面に示す部分に限る。）、今津町大供（次の図面に示す部分に限る。）、今津町大供大門一丁目及び二丁目、今津町上弘部（次の図面に示す部分に限る。）、今津町桜町一丁目及び二丁目、今津町下弘部（次の図面に示す部分に限る。）、今津町松陽台一丁目及び二丁目、今津町住吉二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、今津町中沼一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、今津町名小路一丁目及び二丁目、今津町舟橋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに新旭町饗庭（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十七　陸上自衛隊大津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	滋賀県大津市	際川一丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	滋賀県大津市	際川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	滋賀県大津市	あかね町、鏡が浜、唐崎一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、勧学一丁目及び二丁目、際川一丁目から四丁目まで、桜野町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、滋賀里一丁目、二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神宮町（次の図面に示す部分に限る。）、高砂町（次の図面に示す部分に限る。）、茶が崎（次の図面に示す部分に限る。）、錦織二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、二本松、蓮池町、松山町、見世一丁目及び二丁目、南志賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、柳が崎並びに柳川一丁目及び二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ湖岸により囲まれた水域
		一　北緯三十五度二分四十九秒、東経百三十五度五十二分二十九秒の点 二　北緯三十五度二分四十五秒、東経百三十五度五十二分三十六秒の点 三　北緯三十五度二分十三秒、東経百三十五度五十二分五十六秒の点 四　北緯三十五度一分三十七秒、東経百三十五度五十二分四十秒の点 五　北緯三十五度一分二十四秒、東経百三十五度五十二分五秒の点 六　北緯三十五度一分二十六秒、東経百三十五度五十一分五十秒の点

九十八　陸上自衛隊福知山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府福知山市	天田無番地
対象防衛関係施設の区域	京都府福知山市	字天田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府福知山市	字天田（次の図面に示す部分に限る。）、字猪崎（次の図面に示す部分に限る。）、字裏ノ（次の図面に示す部分に限る。）、字岡ノ、字鍛冶（次の図面に示す部分に限る。）、字上新（次の図面に示す部分に限る。）、字京（次の図面に示す部分に限る。）、字篠尾（次の図面に示す部分に限る。）、字正明寺（次の図面に示す部分に限る。）、字堀（次の図面に示す部分に限る。）、字内記（次の図面に示す部分に限る。）、駅南町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、駅前町（次の図面に示す部分に限る。）、未広町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東羽合町（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘町、南岡町並びに夕陽が丘

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。